

(趣旨)

第1条 この告示は、ネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成された団体
- (2) 命名権 市の施設の愛称を決定する権利
- (3) 命名権料 命名権を事業者等に付与することに対する対価
- (4) ネーミングライツ・パートナー 契約により命名権を取得した者
- (5) ネーミングライツ事業 ネーミングライツ・パートナーから命名権料を得て、施設等の運営及び維持管理に要する経費の一部に充てる事業

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、市の施設の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 市は、ネーミングライツ事業を導入した市の施設について、愛称を積極的に使用するものとする。ただし、条例に規定する市の施設の名称については変更しないものとする。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、市は、必要に応じて愛称ではなく条例に規定する市の施設の名称を使用することができる。

(対象施設等)

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる市の施設は、スポーツ施設、文化施設、公園その他市が所有する公共施設の全部又は一部であって市長が適当と認めるもの（以下「対象施設等」という。）とする。

- 2 市長は、指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）を対象施設等にしようとするときは、事前に当該指定管理者制度導入施設の指定管理者と協議しなければならない。

(命名権の付与期間)

第5条 命名権を付与する期間は、3年以上とする。ただし、指定管理者制度導入施設につい

ては、その指定期間を考慮し、適切な期間を設定するものとする。

(募集)

第6条 市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たっては、対象施設等ごとに必要な事項について定めた募集要項を作成し、市ホームページ、広報紙への掲載等により広く募集するものとする。

(応募)

第7条 ネーミングライツ事業への応募資格は、別表第1のとおりとする。

2 ネーミングライツ事業に応募を希望する者は、ネーミングライツ事業申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 企画提案書（別記様式第2号）
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（法人である場合に限る。）
- (4) 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- (5) 直近1事業年度分の納税に関する証明書のうち、募集要項に定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(使用できない愛称)

第8条 ネーミングライツ事業で使用することができない愛称は、別表第2のとおりとする。

(審査会の設置)

第9条 ネーミングライツ・パートナーの候補者の選定、施設の愛称、命名権料その他ネーミングライツ事業の審査を行うため、美祢市ネーミングライツ事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、デジタル推進部長、総務企画部長、地方創生監及びネーミングライツ事業を実施する対象施設等を所管する部長その他市長が指名する職員をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員会の庶務は、ネーミングライツ事業を実施する対象施設等の所管課において処理する。

(会議の開催)

第10条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

ろによる。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(通知)

第11条 市長は、第7条の規定により応募した者に対し、採用の可否をネーミングライツ事業採用（不採用）通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(費用負担区分)

第12条 市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、市ホームページ、広報紙等の作成に係る経費を負担し、その他の経費については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

- 2 契約期間満了及び契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長又はネーミングライツ・パートナーのいずれかから費用負担区分の変更の申出があったときは、市長は、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、費用負担区分を変更することができる。

(命名権料の納入)

第13条 ネーミングライツ・パートナーは、年度ごとに一括で命名権料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項ただし書の場合においては、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(愛称の周知)

第14条 市長は、命名された愛称について、速やかに利用団体等の関係機関に周知するものとする。

(次回の契約)

第15条 ネーミングライツ・パートナーは、次回の当該対象施設等のネーミングライツ事業の募集に際して、優先的に交渉することができる。ただし、命名権の付与期間中に命名権の契約の解除があった場合は、この限りでない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第50号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

応募資格

- 1 応募資格を有する事業者等（法人等により構成された団体にあつては、全ての法人等）は、次に該当しないものとする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者
  - (3) 市から指名停止措置を受けている者
  - (4) 市税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない者
  - (5) 政治団体及び宗教団体
  - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を営む者
  - (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
  - (8) 美祢市暴力団排除条例（平成23年美祢市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等
  - (9) 指定管理者制度導入施設にあつては、命名権導入時点の指定管理者の事業内容等と競合する事業を行う者。ただし、命名権導入時点の指定管理者及びその関連企業を除く。
  - (10) その他市長が適当でないと認める者

別表第2（第8条関係）

使用できない愛称

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動に関するもの
- (4) 宗教活動に関するもの
- (5) 社会問題の主義及び主張に関するもの
- (6) 個人の名刺広告に関するもの
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 射幸心をそそるもの（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）

- (11) 市政運営に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (12) たばこの販売促進に関するもの
- (13) 特殊な字体を使用したもの
- (14) 競馬法（昭和23年法律第158号）に規定する競馬、自転車競技法（昭和23年法律第209号）に規定する自転車競走、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）に規定するモーターボート競走及び小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）に規定する小型自動車競走に関するもの
- (15) その他市長が表記する愛称として適当でないと認めるもの

別記様式第1号（第7条関係）

年 月 日

美祢市長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

ネーミングライツ事業申込書

美祢市ネーミングライツ事業実施要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記施設のネーミングライツ・パートナーに応募します。

記

施設名	
-----	--

担当者 連絡先	部署	
	役職	
	ふりがな 氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

添付書類

- (1) 企画提案書（様式第2号）
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（法人である場合に限る。）
- (4) 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- (5) 直近1事業年度分の納税に関する証明書のうち、募集要項に定めるもの
- (6) その他市長が必要と認めるもの

別記様式第2号（第7条関係）

企 画 提 案 書

(1) 事業者等の概要

会 社 の 称 号	
所 在 地	
代表者の職・氏名	
事業者等の従業員数	人（ 現在）
主 な 業 務 概 要	
支 店 ・ 営 業 所 等	

(2) 応募の趣旨

--

(3) 愛称及び理由

愛 称 名	
愛 称 名 の 理 由	

(4) 応募金額（税込み）

年額							千円
----	--	--	--	--	--	--	----

(5) ネーミングライツの活用方法

--

別記様式第 3 号 (第 11 条関係)

第 号  
年 月 日

所在地：  
団体名：  
代表者職氏名：

美祢市長



ネーミングライツ事業採用（不採用）通知書

年 月 日付けで提出のあったネーミングライツ事業について、次のとおり決定しましたので、美祢市ネーミングライツ事業実施要綱第 11 条の規定により通知します。

区 分	<input type="checkbox"/> 採用	
	<input type="checkbox"/> 不採用 (理由)	
施 設 名		
愛 称		
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
命名権料	年 額	円 (税込み)
	総 額 ( 年間)	円 (税込み)